

ローカルイノベーション・アカデミーの開催及び地域づくり等支援業務委託仕様書

1. 業務名

ローカルイノベーション・アカデミーの開催及び地域づくり等支援業務

2. 業務の目的

和歌山市では、市内の隣り合う2つの港町である雑賀崎地区・田野地区を中心に、地域固有の食や景観などの魅力、未利用・低利用の空間資源などを活用する民間投資を呼び込み、的確なマーケティングに基づいた集客力の高いコンテンツを創出・集積することで、観光まちづくりを通じた地域再生を目指し、令和8年6月に当該地域の今後のまちづくりの方向性を示した「挑戦者をつくる雑賀崎・田野エリアの未来デザイン」を策定した。

本業務では、「挑戦者をつくる雑賀崎・田野エリアの未来デザイン」に基づき、地域のブランド化を推進する人材の発掘・育成を進めるため、今後の地域づくりを担う地域住民、地域内外の事業者等を対象に、地方創生の実践者や地域資源活用の専門家等（以下「有識者」という。）と連携した「ローカルイノベーション・アカデミー」を開催することで、地域資源を活かした事業・地域づくりのアイディアの創出及び地域のブランド化を推進する体制構築の礎を築くことを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務内容

受託者は、上記「2. 業務の目的」を踏まえ、効果的な人材育成プログラムを構築し、「ローカルイノベーション・アカデミー」の開催、今後の地域のブランド化を推進する体制構築に向けた支援を実施する。

なお、具体的なプログラムの内容、実施回数、実施方法等については、業務の目的を踏まえた効果的な提案を求めるものとする。

(1) 「ローカルイノベーション・アカデミー」の開催及び運営

雑賀崎地区及び田野地区で、新たに事業の立ち上げを検討している事業者、現在地域内で実際に事業に取り組んでいる事業者、雑賀崎地区・田野地区での地域づくりに関心を持つ住民等を対象に、現地でのフィールドワーク、有識者によるセミナー、フィードバック等を含んだ「ローカルイノベーション・アカデミー」を開催するため、次の業務を実施する。

- ア 地域資源を活かした事業・地域づくりのアイディアの創出及び具体化に向けたプログラムの企画・運営
- イ 参加者間のコミュニティづくり及び事業・地域づくりのアイディア等の具体化に向けた伴走支援
- ウ 「ローカルイノベーション・アカデミー」の開催にかかる運営管理（進行管理、ファシリテーション、有識者との調整、謝金等の支払、会場準備、参加者への開催案内、配付資料の作成等の業務を含む。）
- エ 参加者の募集及びWEB広告用広報素材の作成

オ その他、「ローカルイノベーション・アカデミー」の開催に関して必要な事項

- * プログラムへの参加者は、最大15名程度を見込むものとする。
- * 実施するプログラムについては、参加者の地域づくり等への理解や取組の程度に合わせ、適切なプログラムを設計すること。
- * 参加者が検討する事業・地域づくりのアイデア等の実現に向けて、課題や検討事項を整理するとともに、有効と考えられる支援事業等への接続を図ること。
- * 有識者の選定については、市との協議により決定するものとし、「ローカルイノベーション・アカデミー」全体で4名以上の参加を想定する。（1人あたりの旅費・謝金については、最大30万円（税込）を見込むこと。）
- * プログラムの進行、運営に必要な備品、消耗品等は受託者において用意すること。

(2) 今後の地域のブランド化を推進する体制構築に向けた支援

(1)の業務を通じ、地域住民、参加事業者等の間で、今後の地域のブランド化を推進する体制構築に向けた議論を展開し、地域づくりを担う主体の形成・連携に向けた準備を進めるため、次の業務を実施する。

- ア ブランド化推進体制の構築に向けた打合せ会議の開催
- イ 地域団体等の組成及び運営に向けた具体的な手法・考え方の整理
- ウ その他、ブランド化推進体制の構築に関して必要な事項

(3) 開催結果、成果等の整理、取りまとめ

(1)及び(2)の実施結果、参加者の取組状況、創出された事業・地域づくりのアイデア、今後の地域づくりに向けた課題や展開可能性等について整理し、取りまとめること。

(4) その他

- ア 打合せ協議（適宜）
- イ 業務実施報告書等の作成
- ウ その他、業務の実施にあたり必要な事項

5. 提出書類

業務完了時、委託業務完了通知書及び業務成果品（次に掲げる書類）を提出すること。

- (1) 業務実施報告書 2部
- (2) 記録写真 一式
- (3) その他 本業務で作成、入手した資料等のデータ 一式

6. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法及び和歌山市個人情報の保護に関する法律施行条例並びに和歌山市個人情報の保護に関する法律施行細則に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2) 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

7. その他

- (1) 本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができることとする。
- (2) 業務の実施にあたっては、市と十分協議したうえで行うこと。
- (3) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により誠意を持って実施するものとする。
- (4) 本業務にかかる成果品の著作権、著作権は、全て和歌山市に帰属するものとし、著作物及び著作物の作成に使用された素材等の編集、二次使用を妨げない。